

大隅曾於地区消防組合特定事業主行動計画

令和7年9月5日改定

大隅曾於地区消防組合特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、大隅曾於地区消防組合（以下「当消防組合」という。）が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画の期間

本計画の期間は、令和11年度までとします。

※ 法は令和7年度（2025年度）までの時限立法でしたが、有効期限を10年間延長し、令和18年3月31日までとなりました。

2 女性職員の活躍推進に向けた体制整備等

当消防組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を効果的に推進するため消防本部総務課を中心とし、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組みの実施状況・数値目標の達成状況の点検及び評価の結果等を踏まえて、その後の対策実施及び計画の見直しに反映させます。

3 女性職員の活躍推進に向けた具体的な取組

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、当消防組合において女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、以下のとおり目標を設定します。

(1) 採用試験案内について

ア 採用試験受験者の状況及び受験者に占める女性の割合

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
受験者(人)	32	21	19	7	23	14	16	15	11
うち女性(人)	1	0	0	0	1	0	1	2	0
女性割合(%)	3.1	0	0	0	4.3	0	6.3	13.3	0

イ 採用試験受験者に占める女性の割合目標

受験者数に占める女性の割合目標を5%以上とし、複数人の受験者を確保できるよう努めます。

ウ 取組内容

- (ア) 採用試験案内公告
- (イ) 消防組合ホームページ掲載
- (ウ) 構成市町のホームページ、広報誌等への掲載
- (エ) 消防職員採用試験案内ポスターの作成
- (オ) 高等学校・専門学校・大学等への文書送付による案内
- (カ) 管内高等学校への個別訪問による案内

(2) 職員採用について

ア 職員数及び職員数に占める女性の割合（4月1日現在）

採用については、男性、女性の隔てなく公正な競争試験により実施しています。

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
職員定数(人)	119	119	119	119	119	119	119	119	119	125
職員実数(人)	119	119	119	119	119	118	119	119	119	119
うち女性(人)	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2
女性割合(%)	0	0	0	0	0	0	0	0.8	1.7	1.7

イ 職員に占める女性の割合目標

国の示す女性職員の採用数値目標は、全国の比率を令和8年度までに5%に引き上げることが共通目標としていますことから、本計画期間までに5%以上になるよう努めます。

(3) 休暇等の取得について

休暇等取得目標に対する取り組みとして、職員に当該休暇制度の周知を図るとともに、職員全員で、固定的な考えにとらわれることなく、職場全体が支え合い、助け合う職場風土の醸成に努め、休暇に対する意識の改革を図るとともに、抵抗を感じることなく休暇を利用できる職場環境作りに努めます。

ア 年次有給休暇の平均取得日数・目標

令和6年1月1日から令和6年12月31日までににおける当消防組合の有給休暇の平均取得日数は、毎日勤務者が13.7日、隔日勤務者が15.6日となっています。有給休暇の計画的な取得は、心と身体のリフレッシュとなり、職業生活と家庭生活との良好なバランスを保つことにつながると考えます。よって当消防組合の有給休暇の平均取得日数目標を、毎日勤務者・隔日勤務者ともに15日とします。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
毎日勤務(日)	10.6	13.5	13.1	16.7	12.4	16.0	13.7
隔日勤務(日)	11.4	12.8	16.7	14.4	15.3	16.8	15.6

イ 配偶者出産休暇の平均取得日数・目標

配偶者出産休暇の取得実績については現在のところ83.3%となっています。

家事や育児、家族の介護等の家庭責任の多くは、女性が担っているのが現状ですが、男性が家事や育児等へ積極的に参加することは、女性職員の活躍推進のために不可欠です。また、男性が家事や育児等の経験を積むことは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成に繋がり、幅広い視野を得ることができ、消防職員としての自身のキャリア形成にとって大きな効果をもつものと考えます。よって、当消防組合の育児参加のための休暇の取得者数及び配偶者出産休暇の取得者数の割合目標100%を目指します。

	R5	R6
配偶者出産休暇(%)	87.5	83.3
育児参加休暇(%)	75.0	33.3
育児休業取得者(人)	0	2
育児休業平均取得日数(日)	0	30

(4) 職員に対する環境・施設等の整備について

ア 当消防組合において、消防職員として採用となった時は、その勤務体系に男女の区別はなく、原則隔日勤務であり24時間拘束となります。

また、消防組織は階級制であることから、昇任試験及び異動等についても適材適所を原則とした、女性職員の職域の拡大を公正に行うものとしします。

イ 大隅曾於地区消防組合職員定数条例第2条に定められた、消防職員の定数

は令和7年度より125人となり、令和8年度から2名ずつ3年間で増員する計画として令和7年2月14日に大隅曾於地区消防組合定員管理計画（以下「定員管理計画」という。）を策定しました。今後においても国の制度改正、住民ニーズ等に的確に対応するため、職員定数条例の見直し等を必要に応じて検討します。

ウ 一定の隊員数で現場での部隊活動を行うため、現場活動従事者に長期の休暇や休業を取得する職員が生じた際は、必ず欠けた1名を代替として補充しなければ部隊活動に支障を来すという消防業務の特殊性を有することから、仕事と家庭の両立支援及び消防職務を継続していくための支援を図るとともに、男性職員の女性職員へ対する理解及び意識改革に取り組めます。

エ 妊娠した女性職員のためのマタニティ制服の導入を検討します。

オ 働きながら不妊治療を受けられるよう、勤務時間、休暇その他の利用可能な制度の周知や管理職に対する意識啓発等を通じて、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を図ります。

カ 女性職員の活躍の場を広げるために、消防本部庁舎に浴室、仮眠室等の施設整備を計画的に推進します。

4 取り組み成果の情報の「見える化」の推進

職業生活を営み又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、本計画に基づく採用応募、受験及び採用された男女の比率などを年度ごとに、当消防組合ホームページに掲載し、併せて、継続的に女性職員採用に向けての環境及び施設整備等の進捗状況についても「見える化」を推進します。